

協働のまちづくり推進委員会について (協働のまちづくり条例抜粋)

(協働のまちづくり推進委員会)

第18条 市長は、この条例の実効性を高めるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、富里市協働のまちづくり推進委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置する。

【条文の趣旨】

第18条は、この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置することとしています。

【条文の説明】

この条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の実効性を高めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、「富里市協働のまちづくり推進委員会」を設置することとしています。

この委員会の設置は、条例の施行後、条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、実効性の確保についても、市が単独で検証するのではなく、執行機関の附属機関として委員会を設置することで市民参画を得て、協働のまちづくりを市民等と市がともに実施することが目的です。



(所掌事務)

第19条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、協働によるまちづくりに関し、次に掲げる事項について検証し、審議し、又は提言することができる。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
- (2) 市民活動の促進に係る施策に関すること。
- (3) 市政への参画に係る推進施策に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

【条文の趣旨】

第19条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

委員会は、市民の立場からこの条例の適切な運用を進行管理するとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見・提言を行うこととしています。

所掌事務は、

《第1項》市長が諮問し、委員会が答申する事項として、

- ① 条例の適切な運用
- ② 条例の見直し
- ③ その他市長が協働のまちづくりに関し必要と認めること

《第2項》委員会が市長の諮問とは別に協働のまちづくりに関し自主的に検証、審議又は意見を提言する事項として

- ① 協働によるまちづくりの推進施策
- ② 市民活動の促進
- ③ 市政への参画の推進施策
- ④ その他委員会が必要と認めること

としています。

また、この委員会は、市民間及び市民と市の間を様々な形で媒介していく役割も望まれるところです。

(組織)

第20条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 有識者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

【条文の趣旨】

第20条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

委員会の委員構成については、この条例の趣旨を踏まえ、公募委員をはじめ、まちづくりを担う各種の主体や学識経験を有する者等により構成することとしています。

富里市協働のまちづくり推進委員会の運営に関する要綱
(平成22年12月28日 告示第175号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号）第18条の規定により設置する協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製し、これに署名するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項及び会議の要旨

(4) 前三号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働のまちづくりの事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員会が市長と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，公示の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の会議は，第 2 条第 1 項の規定により会長が互選されるまでの間，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，市長が招集する。

富里市協働のまちづくり推進委員会傍聴要領

富里市協働のまちづくり推進委員会

1 傍聴手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、委員会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。

(5) 会議資料は、傍聴を終え退室される際には、返還すること。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。